

委員長の選出について

○総務省独立行政法人評価委員会(以下、「委員会」という。)の委員長については、委員の互選により選任することとされている。

【参考】

総務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年六月七日政令第三百十八号)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

○一方、独立行政法人通則法の改正(本年4月1日施行)により、委員会は本年3月31日をもって廃止されることから、今回選出する委員長の任期も同日までとなる(約1ヶ月強の短期間)。

○上記事情に鑑み、前任の委員長である酒井委員を、引き続き委員長として選任いただきたい。